**社会保障II　2023年12月13日（水）2限目 10:40 ～12：10 　講義室 304**

**第1１回【生活保護制度の概要】目的、対象、給付の内容、財源構成／第5章社会保障制度の体系 第５節　生活保護制度の概要　（１）公的扶助として生活保護制度**

**(2)生活保護制度の概要　(3)生活困窮者自立支援法　P.213-221**

**●リアクションペーパーII＃11**

**学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名**

**１．生活保護制度の目的・原理・原則**

**□生活保護法は憲法25条（生存権）「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に基づく。**

**□生活保護制度は公的扶助の中心であり、社会における「最後のセーフティネット」と呼ばれている。**

**□生活保護法の第1条には、生活困窮者のみを対象に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とすると記されている。**

**□生活保護の基本原理には①国家責任(全額公費負担・税財源)、②無差別平等（すべて国民が対象）、➂最低生活保護（健康で文化的な生活水準の保障）、④補足性の原理（資産調査あり）がある。**

**□生活保護の基本原則には①申請保護（要保護者、その扶養義務者・同居親族の申請）②基準及び程度（厚生労大臣の定める基準）➂必要即応（CWはケース・バイ・ケース！）④世帯単位（世帯全体が困窮）がある。**

**２．生活保護制度の概要**

□生活保護の給付には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助など８種類の扶助があり、被保護世帯の生活上の必要性に合わせて給付する。

□各扶助ごとに厚生労働大臣が定める基準額が設定、毎年１度原則４月改定

□介護・医療扶助はサービス給付それ以外は現金給付。原則・銀行振込。例外・窓口給付。

□実施機関は都道府県・市町村の福祉事務所。

□保護にあたるのは現業員（ケースワーカーCW)：担当地区の被保護世帯を適宜訪問し、被保護者の生活状況の調査・相談業務・指導を行う。

□民生委員：協力機関として被保護者の発見・通告、生活状況の調査。

□生活保護の財源はすべて税財源（一般財源）。

□保護費＋保護施設事務費費＋委託事務費の４分の３を国が負担、残り４分の１を自治体が負担。＊被生活保護世帯の多い自治体には、財政負荷が掛かる。